○　信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十五号）

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
第一条　中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。	第一条　［同上］
［一～十一　略］	［一～十一　同上］
十一の二　電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者（同条第一項に規定する発行者をいう。）を含む。）をいう。次条第十一号の二において同じ。）	［号を加える。］
［十二～二十九　略］	［十二～二十九　同上］
第二条　法第九条の九第六項第二号に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。	第二条　［同上］
［一～十一　略］	［一～十一　同上］
十一の二　電子決済手段等取引業者	［号を加える。］
［十二～三十　略］	［十二～三十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	